

## 青森駅自由通路の壁面展示場所（駅前アートギャラリー）募集要項

### 1 趣旨

この要項は、青森駅自由通路の壁面展示場所（駅前アートギャラリー）を青森市や青森駅周辺の魅力発信につながる取組み及び市民等の文化芸術活動の場として活用していただくため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 展示場所

展示場所は、青森駅自由通路の壁面の展示空間及び壁面上部ピクチャーレールとし、貸出するエリアについては、下記のとおりとする。（別図参照）

貸出エリア	展示空間
A	4箇所
B	6箇所
C	4箇所
D	5箇所
E	4箇所

### 3 展示作品

展示できる作品は、次のとおりとする。

- ・青森市や青森駅周辺の魅力発信につながるもの、又は文化芸術活動として展示するもの（例：絵画、彫刻、書道、写真、華道、デザイン、工芸及び手芸等に類するものなど）。
- ・営利を目的としないもの。
- ・政治活動及び宗教活動を目的としないもの。
- ・公序良俗に反しないもの。
- ・青森駅自由通路等施設の管理上、問題ないもの。

### 4 展示期間

1回の申込みによる作品の展示期間は、1月を上限とする。但し、当該区画について他の申し込みがない場合は、次の1月を継続利用することができる。

### 5 使用の許可

展示場所を使用する者は、あらかじめ青森市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）の許可を受けるものとする。

なお、許可の申請は、別紙申込書により行うものとする。

また、教育委員会は、当該許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

## 6 受付期間

申請は、使用日の十二箇月前から十日前までに行うものとする。ただし、申請期間を経過した場合であっても、管理運営上支障がないと認められるときは、この限りでない。

## 7 許可書の交付

5の規定による申請を許可したときは、許可書を交付するものとする。

## 8 使用料

使用料は無料とする。

## 9 展示経費

展示物の制作に関する費用（説明版などを含む）や展示する際に必要な運搬費や取付に要する費用については、使用者の負担とする。

## 10 使用方法

使用者は、展示及び撤去等の作業について、教育委員会又は青森市民美術展示館の指定管理者（以下、「教育委員会等」という。）の指示に従わなければならない。

### 11 使用の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、使用を取り消すことができる。

- ・市又は教育委員会等において、展示場所を公用または公共用のために使用する場合
- ・公の秩序又は風俗を害するおそれのあると認めるとき。
- ・他人に危害又は迷惑を及ぼし、又はそのおそれのあると認めるとき。
- ・施設若しくは物品を損傷し、汚損し、又はそのおそれのあると認めるとき。
- ・この要項に基づく許可の条件に違反したとき。
- ・詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- ・集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- ・その他施設の管理又は運営上支障があると認められる場合

### 12 使用上の注意

- ・作品の展示にあたり、壁面へ釘や鋲を打ち込む等、施設へ損害を与えないこと。
- ・搬入、展示、撤去若しくは搬出中に使用者に生じた損害又は展示品の滅失若しくは損傷によって使用者に生じた損害については、教育委員会等は、一切その責めを負わないものとする。

- ・使用終了後又は使用の取り消しを受けたときは、速やかに施設を原状に復し、搬入したものは撤去すること。
- ・使用者がその権利を譲渡又は転貸することを禁止する。

### 13 その他

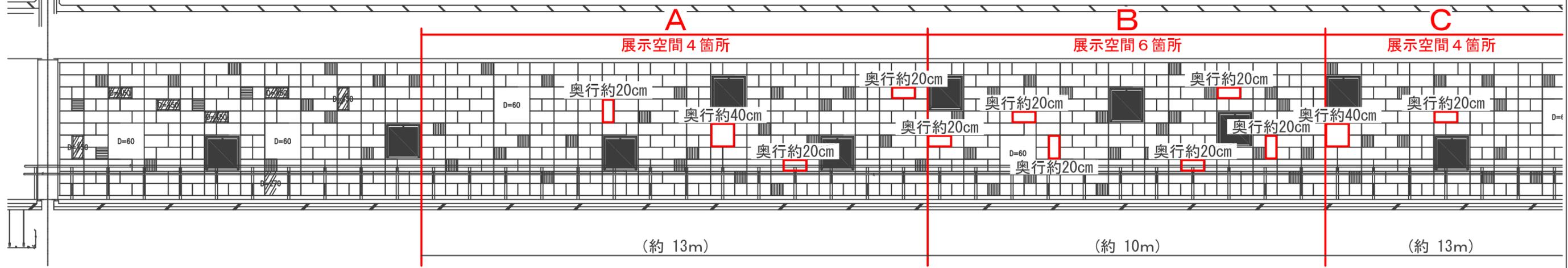
上記の定めによらないものについて、使用者は教育委員会等の指示に従わなければならない。

#### 附則

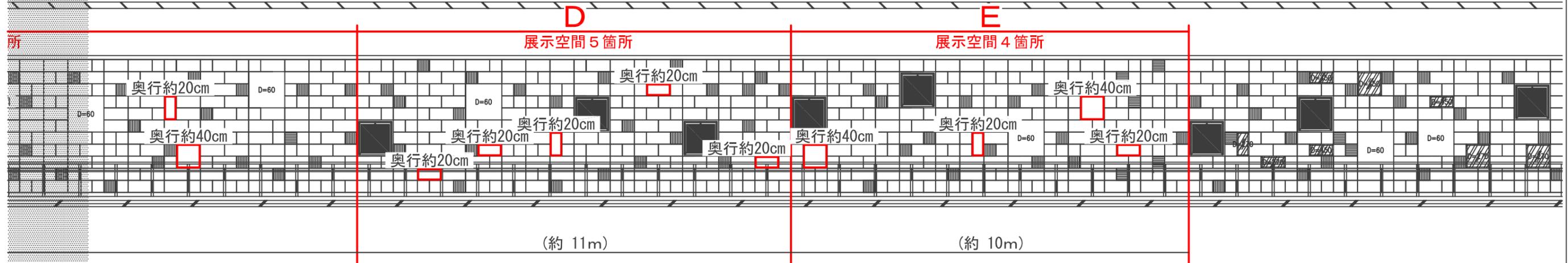
この要項は、令和6年7月1日から施行する。

# 青森駅自由通路の壁面展示場所

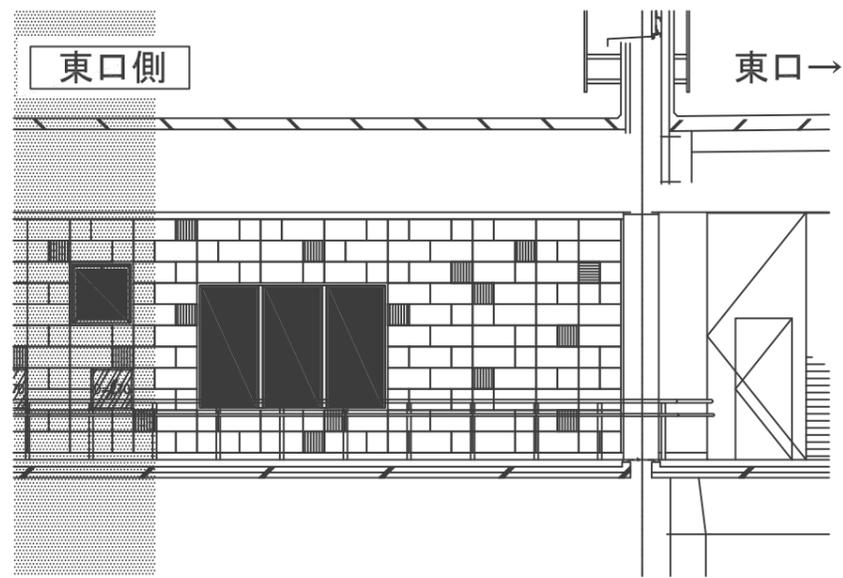
←西口 西口側～中央部



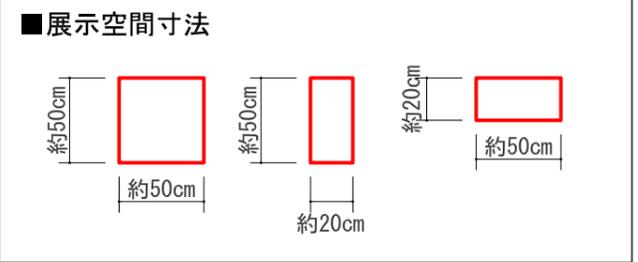
中央部～東口側



東口側



## 凡例



## 位置図

